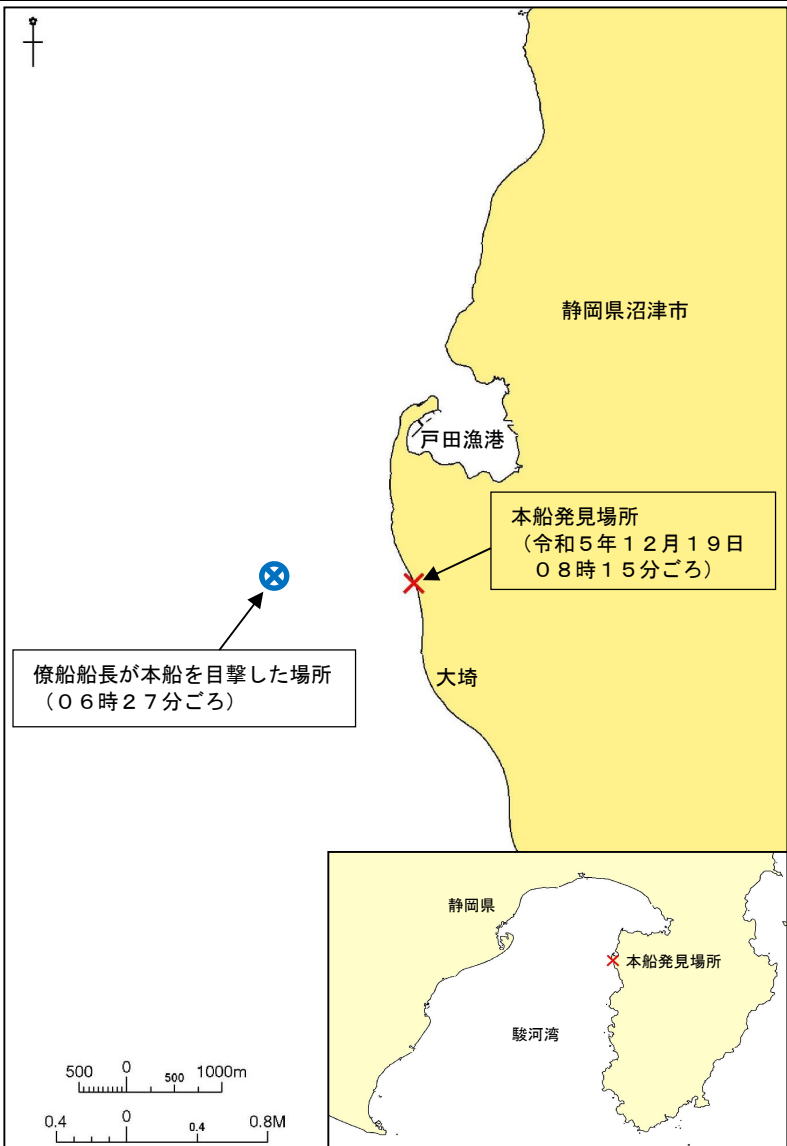


船舶事故調査報告書

令和 7 年 5 月 2 1 日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委 員 伊 藤 裕 康（部会長）
委 員 上 野 道 雄
委 員 高 橋 明 子

事故種類	乗組員行方不明																										
発生日時	不明（令和 5 年 1 2 月 1 9 日 0 6 時 2 7 分ごろ～0 8 時 1 5 分ごろの間）																										
発生場所	不明（静岡県沼津市戸田漁港南西方沖～戸田漁港南方約 1 海里（M）の海岸付近の岩場）																										
事故の概要	漁船 MARINE VIEW は、無人の状態で海岸付近の岩場に乗り揚げているところを発見され、船長が行方不明となった。																										
事故調査の経過	令和 6 年 1 月 2 4 日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか 1 人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となったため、行わなかった。																										
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 MARINE VIEW、1. 3 トン S O 3 - 1 9 7 7 8（漁船登録番号）、個人所有 6. 7 8 m（Lr）× 1. 8 0 m× 0. 7 0 m、FRP ディーゼル機関、7 7. 2 0 kW、平成元年 3 月 第 2 4 1 - 9 7 4 8 号（船舶検査済票の番号）																										
乗組員等に関する情報	船長 6 5 歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成 4 年 8 月 1 2 日 免許証交付日 令和 3 年 8 月 1 3 日 （令和 9 年 8 月 1 1 日まで有効）																										
死傷者等	行方不明 1 人（船長）																										
損傷	両舷ローリングショックに欠損																										
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 本船の発見場所の北東方約 2 3 km にある三島特別地域気象観測所における 1 2 月 1 9 日の観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th><th colspan="2">平均</th><th colspan="2">最大瞬間</th><th rowspan="2">気温 (℃)</th></tr> <tr> <th>風向</th><th>風速 (m/s)</th><th>風向</th><th>風速 (m/s)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>05:00</td><td>南東</td><td>0. 5</td><td>南東</td><td>1. 0</td><td>4. 3</td></tr> <tr> <td>05:30</td><td>東</td><td>0. 3</td><td>東</td><td>0. 6</td><td>4. 2</td></tr> </tbody> </table>					時刻 (時:分)	平均		最大瞬間		気温 (℃)	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	05:00	南東	0. 5	南東	1. 0	4. 3	05:30	東	0. 3	東	0. 6	4. 2
時刻 (時:分)	平均		最大瞬間		気温 (℃)																						
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)																							
05:00	南東	0. 5	南東	1. 0	4. 3																						
05:30	東	0. 3	東	0. 6	4. 2																						

	06:00	北	1.2	北	1.7	4.7
	06:30	東北東	0.4	南東	0.9	5.0
	07:00	東	0.5	東南東	1.4	5.1
	07:30	東	0.4	東南東	1.1	5.2
	08:00	南南東	1.2	南南東	2.1	5.7
	08:30	東南東	1.1	南南東	2.1	6.1
	09:00	北	0.9	北	1.7	6.8
	09:30	北	0.8	北	1.3	7.6
	10:00	東北東	0.4	北西	1.1	8.3
	海象：波高 約0.5m、潮流 北西流約0.5～1ノット、水温 約18～19℃ 日出時刻：06時41分ごろ、常用薄明開始時刻：06時13分ごろ					
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、いか一本釣り漁を行う目的で、令和5年12月19日06時00分ごろ戸田漁港を出航したところを僚船船長に目撃されていた。 僚船船長は、沼津市大崎南方沖に向けて南進中、06時27分ごろ、戸田漁港南西方沖で、流し釣りを行っている本船とすれ違いざまに帽子を振ったところ、船長が手を挙げたのが見えた。 僚船船長は、大崎南方沖で遊漁を行っていた際、08時15分ごろ別の僚船から本船が戸田漁港南方の海岸付近で乗り揚げしていると無線で連絡を受け、同海岸に向かった。 僚船船長は、08時30分ごろ戸田漁港南方に到着すると、本船が主機を運転した状態で、海岸付近の岩場に船首を海岸（東）方向に向けて乗り揚げていることを認めたが、本船上に船長の姿を見つけることはできなかった。 僚船船長は、周囲を確認したものの船長を見つけることができず、岩場に阻まれ、本船に接近できなかったため、船長の親族、漁業協同組合の担当者及び他の僚船に本事故の発生を連絡し、連絡を受けた漁業協同組合の担当者は、海上保安庁に通報した。 船長の親族は、戸田漁港から自船で小型ボートをえい航して本船に向かい、09時30分ごろ同ボートから本船に移乗し、本船の機関を停止した。 船長の親族は、自身の船舶で本船を離礁させようとしたが、離礁できなかったため、付近で船長の捜索をしていた船舶に依頼して、同船舶が本船をロープで引いて離礁させ、その後、本船を横抱きにし、戸田漁港に帰航した。 船長は、海上保安庁の巡視船、巡視艇及びヘリコプター並びに僚船によって海上の捜索が行われたものの発見されず、行方不明となった。 (図1 参照)					

	 静岡県沼津市 戸田漁港 本船発見場所 (令和5年12月19日 08時15分ごろ) 大崎 僚船船長が本船を目撃した場所 (06時27分ごろ) 静岡県 駿河湾 本船発見場所 500 0 500 1000m 0.4 0 0.4 0.8M
その他の事項	図 1 事故発生場所概略図 (1) 本船の発見時の状況 船長の親族が本船に移乗した際、本船の状況は次のとおりであった。 クラッチレバーが前進及びスロットルレバーが微速より少し上げた状態で主機が運転していた。 G P S プロッター及び魚群探知機は電源が入り、航海灯は表示してあった。 左舷後部甲板上にふぐが1匹置いてあり、自動膨張式の腰巻き型の救命胴衣が操舵区画の右側にある居室への出入口のドアのフックに掛けられていた。 左舷後部甲板には、釣り竿が海面に向かってブルワークに掛けられており、その左側のブルワークの上端に4つほどの疑似餌が置いてあった。 (2) 本船の設備及び構造 現場調査の際、本船の設備及び構造は次のとおりであった。

本船は、船体中央部に操舵区画が設けられ、舵輪、クラッチレバー、スロットルレバー、GPSプロッター、魚群探知機などが備えられていた。

船首及び船尾甲板の両舷のブルワークは、甲板上からの高さ約35cm、上端の幅約5cmであり、船首端のブルワークは、甲板上からの高さ約12cm、上端の幅約5cmであった。また、操舵区画左舷側の通路は、幅約40cmであり、船体中央部付近の海面からブルワーク上端までの高さは約60cmであった。

本船の喫水は、船首約30cm、船尾約100cmであった。

トイレは設けられていなかった。

船首及び船尾の両舷に防舷材が設置されていた。

手すりは船首部先端に設置されていたが、その他の箇所にはなかった。

落水時に船上へ復帰するための縄ばしごや固定ばしごの装備はなかった。

(写真1～5 参照)



写真1 本船

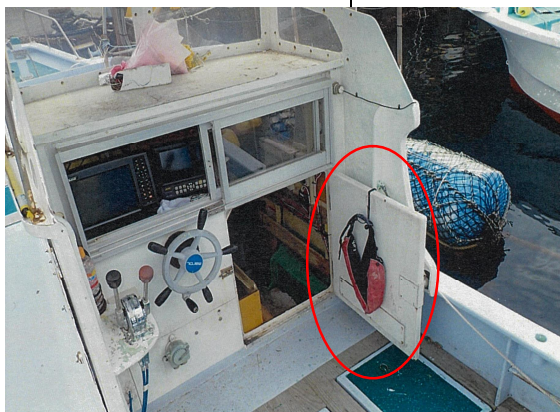


写真2 救命胴衣の状況
(本船発見時を再現)



写真3 釣り竿、疑似餌の配置状況
(本船発見時を再現)

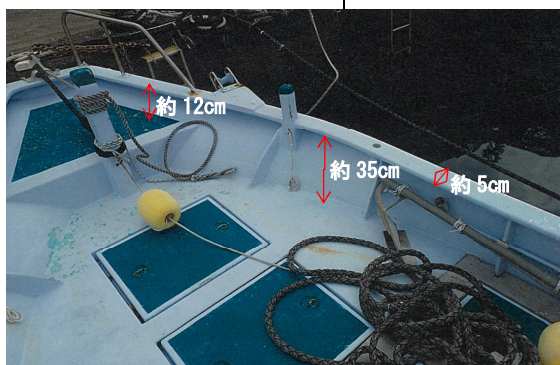


写真4 船首甲板



写真5 操舵区画左舷側の通路

(3) 船長に関する情報

船長は、一本釣り漁の経験が約16年あり、最近では月に6～7日ほど、冬場の11～2月にかけてはいか、周年ではあかむつやくろむつを対象に操業を行っていた。

船長の親族によれば、船長は、ふだんから操業の際は救命胴衣を着用しており、本事故当時、流し釣りをしていたと思われるので、沖から陸寄りの流し釣りの開始場所に戻る途中に用を足すために腰に巻いた救命胴衣を外していた際、落水した可能性があるのではないかとのことであった。

船長は、本事故当時、黒色のジャンパー、長ズボン、長靴を着用していた。

船長は、本事故当時、体調の不良を訴えていなかった。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・水象等の関与
判明した事項の解析

不明

不明

不明

船長は、行方不明となった。

本船は、06時00分ごろ戸田漁港を出航したところを僚船船長に目撃され、06時27分ごろ僚船船長が本船にいる船長を確認後、08時15分ごろに同港南方の海岸付近の岩場に乗り揚げているのが発見されたことから、船長は06時27分ごろから08時15分ごろまでの間に落水したものと考えられる。

船長は、本船が乗り揚げているのが発見された際、次の状況から、沖から陸寄りの流し釣りの開始場所に移動中であつた可能性があると考えられる。

- (1) 本船の主機が、クラッチレバーが前進及びスロットルレバーが微速より少し上げた状態で運転されていたこと。
- (2) 本事故当時、潮流が北西流であつたこと。
- (3) 僚船船長が、流し釣りを行っている本船を目撃したこと。
- (4) 本船が、海岸付近の岩場に船首を海岸（東）方向に向けて乗

	り揚げていたこと。 船長は、次のことから、救命胴衣を着用しないまま甲板上で体勢を崩すなどして落水した可能性があると考えられる。 (1) 本船の発見時、自動膨張式の腰巻き型の救命胴衣が操舵区画の右側にある居室への出入口のドアのフックに掛けられていたこと。 (2) 本船にはトイレがなく、用を足す際にはブルワーク近くまで移動する必要があったこと。 (3) 本船の甲板上から両舷のブルワーク上端までの高さは約 1 2 ～ 3 5 cm であったこと。 (4) 本事故当時、海上は荒れていないものの、本船は長さ約 6 . 8 m の小型船舶であり、船体動揺があったと想定されること。
原因	本事故は、本船が、戸田漁港南西方沖付近において、微速より少し上げた状態で前進中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。船長は、沖から陸寄りの流し釣りの開始場所に戻るために移動中、救命胴衣を着用しないまま甲板上で体勢を崩すなどして落水した可能性があると考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の乗組員は、暴露甲板上において、常に救命胴衣を着用すること。 ・ 小型船舶の乗組員は、甲板からの高さが十分でない、転落の危険があるブルワーク付近の暴露甲板上では、体のバランスを崩さないよう十分に注意すること。 ・ 小型船舶の所有者は、船体動揺の際に乗組員が体勢を保持できるよう、操舵室周辺等に手すりを設けることが望ましい。 ・ 小型船舶の所有者は、乗組員が落水時に船上へ戻ることができるよう、縄ばしごや固定ばしごを設けることが望ましい。